

インフルエンザにかかってしまったら・・・

本校でもインフルエンザに罹患したという報告が多数でており、近隣の小中学校では学級閉鎖になっているクラスもあるほど流行しています。インフルエンザは第2種学校感染症です。コロナウイルス感染症と同じく、出席停止の措置が取られますので、停止期間を守り、しっかりとおうちで休養したのち、登校するようにしてくださいね。

なかつしょうがっこう
中津小学校では、ちゆへうちゆうこうさいしんだんしよ
治療後に登校する際、「診断書」や「登校許可証明書」といった書類
ていしゅつひつよう
を提出する必要はありません。

ち ゆ ご とうこう さい
治癒後に登校する際には、

- ① 何の感染症にかかっていたか
- ② どの病院を受診したか
- ③ 何日から何日までおやすみをしたか

を連絡帳に書いて、登校させてください。



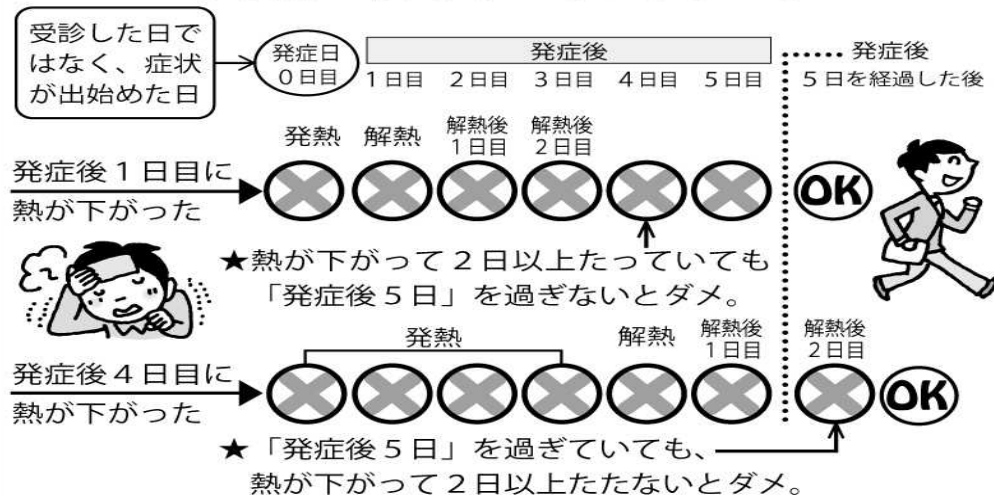
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱^{げねつ}した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●



※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）

※新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」となります（症状が出始めた日を0日目とする考え方は、インフルエンザと同じです）。以前のように、濃厚接触者の特定が行われないため、同居家族がコロナにかかっても、児童本人が元気であれば登校ができます。